

AOI
Group

会計・税
務・法律編

上海便り 2007年10月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

どうあん

【档案とは】

07/9月号の「档案」について、お馴染みの「樺島」さんから更なる情報を頂きましたので、ご参考にしてください。

档案という言葉は、本来保存書類や古文書という意味で使われていたが、1921年に中国共産党が創立してから、共産党員と軍隊を対象にした「身上調書」として使われるようになり、中国解放後にその対象が一般大衆にまで拡大された。

ただ日本との違いは、この人事档案は、役所や企業だけに止まらず、学校に入学してから死亡するまで、一生ついて回ることです。そして、[我々外国人も例外ではな](#)
[く](#)、駐在者は勿論のこと、ビザを取得した出張者も公安当局のファイルの対象となっている。

例えば、私の場合は、1964年秋季広州交易会に参加してから、2000年に退職するまで、北京市公安局外事処に「档案」と印刷された大きな茶封筒に資料一式が保存されているようだ。(07/2月号を参照してください)

一時期マイクロフィルム化へ向かったが、現在ではIT化が進み、公安当局の責任者ならPCから検索できると聞いている。

勿論本人には一切公開されていないが、中国人の場合、本人の家庭成分(家庭の政治的背景)、出身階級、学業成績、賞罰、前科、政治に対する上司の評価、政治的処分、本人に対する投書・密告とその処理、入隊・入団・入党に関する申請書類と許可・不許可、本人を取り巻く環境(特に海外関係)、海外出張や駐在記録などに關する資料が保存されている。このうち、家庭成分と出身階級は文化大革命の反省から、現在は削除されていると聞いているが、真偽の程はわからない??

われわれ外国人の档案に何が書き込まれ保存されているのか想像の域をでないが、ビザ申請時の書類一式(健康診断書も含む)に始まり、駐在許可取得のために企業が提出した経歴書、本人の政治的背景や中国での政治的行動(例えば中国の政治活動家との接触など)、本人に関連した中国での民事事件(本人が引き起こした刑事事件なら入国できない)、本人に関する投書・密告書類などだろう。

外資系企業で働く中国人従業員の「档案」を、我々外国人は閲覧もできず、通常その企業の共産党組織の責任者か工会(労働組合)が保管している。独資企業の場合、自社で保存も閲覧もできないので、その企業所在地の労働局や人事局に保管

料を支払って保管してもらうことになっている。

【感想】 ;中国は面白い国ですね！

【無錫の会計事情】

8月に中国・華東地区の無錫市に行ってきました。その時の会計事情についてです。

高レベルと思われるCPA事務所の方へ、無錫における中国会計の現状を質問しました。

中国財政部が発行している『企業会計準則』から、中国の会計は【**発生主義**】が原則となっているが、発生主義での計上基準としての【貼付する書類・伝票】は何か？

= 「**收据**」とか、納品書を貼付すれば、会計上ではOKです。もちろん、税務上では『**發票**』が必要になります。彼らは『企業会計準則』に関しても知識を有していました。

「**生産経営開始日**」の意味は何か？

= 「**原材料:資産**」や「**商品:資産**」を購入・納品された時が、**実施的な活動開始と判断します。会計上でも、税務上でも同じような処理になり、その日以後は、経費もP/Lの勘定科目で計上します。**

結論

無錫の会計レベルは、「企業会計準則」に従っていて国際会計でした。

CPA事務所でも格差が有るでしょうが、上海・杭州・広州と比較しても、日系企業には納得できる意見でした。

(株)葵BCがCPA事務所や税務局に質問したケースから、「生産経営開始」の判断が無錫では「会計上・税務上」で実際の活動開始でした。それ以外のケースだと「会計上はOKで、税務上は最初の發票作成日」と返事されたのが、広州・杭州・上海・蘇州・青島でした。

そして、「会計上でも、税務上でも【最初の發票作成日】で、それ以前は全て『**開業費:資産**』で計上する」と返事されたのは上海でした。

会計面から判断すると「無錫」は、大変なお勧め場所になります。

(F記)